

11月13日(日)

午前7時～午後7時

選挙啓発標語

～私たちの 願いをこめて この一票～

《投票できる人》

- 次のすべての要件を満たし、伊賀市の選挙人名簿に登録されている人
- 日本国民で、満18歳以上の人（平成10年11月14日以前に生まれた人）
- 引き続き3カ月以上伊賀市に住所がある人（平成28年11月5日時点で、伊賀市の住民基本台帳に3カ月以上記録されている人）



投票用紙への書き方

投票用紙に1人の「候補者氏名」を書いてください。

入場券を忘れずに

有権者の皆さんに、世帯ごとに投票所入場券（4人分で1枚の圧着はがき）を世帯主宛に郵送します。

当日の投票は、市内の99カ所の投票所で行います。入場券に記載されている投票所に入場券を持ってお越

しください。

※入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、選挙権があれば投票できますので、選挙当日に係員に申し出てください。

期日前投票

投票日当日に、仕事や地域の行事などで投票できない人は期日前投票ができます。

期日前投票所は次のとおり設置し、どこでも投票できますので、お近くの期日前投票所をご利用ください。

※入場券が届いていなくても期日前投票をすることができます。

※期日前投票の際には、公職選挙法に基づき、当日投票に行けない理由などの宣誓書の記入が必要です。

場 所	期 間	投票時間
ハイトピア伊賀 5階学習室	11月7日(月)～12日(土)	午前8時30分～午後8時
伊賀支所 いがまち女性センター	11月10日(休)～12日(土)	
島ヶ原支所 1階		
阿山支所 1階ロビー		
山田地区市民センター		
青山公民館		

※ハイトピア伊賀に車でお越しの場合は、市役所駐車場をご利用ください。（ハイトピア伊賀の駐車場は有料。）

※11月12日(土)に市役所駐車場を利用する場合は、期日前投票所で選挙での利用の証明をしますので、市役所駐車場の係員に駐車券をもらってください。

伊賀市長選挙の投票日は

さまざまな方法で投票できます

○病院・施設に入院・入所中の人は…

県選挙管理委員会が指定した病院や施設などへ入院・入所中の人は、その施設内で投票することができます。



○市外に滞在している人は…

投票する資格があつて、長期出張や出産などで市外に滞在中の人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。

伊賀市選挙管理委員会または滞在する市区町村選挙管理委員会へお問い合わせの上、早めに手続きをしてください。

○重度の障がいのある人は…

投票所へ行くことが困難な重度の障がいのある人には、自宅で投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。

委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、ご相談ください。

※この制度を利用した投票用紙の請求は11月9日(水)午後5時までです。

この制度を利用するときは、事前に伊賀市選挙管理

手帳などの種類	障がい名など	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

◆代理投票

身体が不自由などの理由で、自分で投票用紙に記入できない人は、係員が代筆します。投票の秘密は厳守します。

◆点字投票

目の不自由な人は、点字で投票できますので係員に申し出てください。

選挙啓発標語が決定しました

本年度募集を行った啓発標語については、次のとおり決定しました。

- 最優秀賞** 西柘植小学校3年 谷澤 颯流さん
- 優秀賞** 上野高等学校3年 松永 侑女さん
- 上神戸 濱島 明夫さん
- 久米町 森田 有可さん

～選挙公報をお届けします～

各候補者の政見や政策などを記載した『選挙公報』を、各地区の自治組織を通じて投票日の2日前までに各世帯へお届けします。

また、伊賀市役所本庁舎・各支所・各地区市民センターでも配布します。



【問い合わせ】 伊賀市選挙管理委員会事務局 ☎ 22-9601 FAX 24-2440 ✉ senkyo@city.iga.lg.jp